

1. 件名：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設に係る面談
2. 日時：令和4年12月14日（水）10時00分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

佐藤室長補佐、新井安全審査官

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 1名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、今後予定している使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設に係る実施計画変更申請に関して、輸送貯蔵兼用キャスクの製造に係る部分のみ先行して変更申請を行いたく、その記載について資料のとおり相談があった。
- 原子力規制庁は、上記の相談内容に対して、以下のコメントを伝えた。
  - 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に用いる輸送貯蔵兼用キャスクについて、キャスクの製造に係る部分のみを分離、先行して申請する場合には、資料中にあるように、関連項目の内容は別途評価するとの記載では災害の防止上十分であることを審査することができないことから、審査においては、当該キャスクに対して要求される事項に関する収納燃料体に応じた安全評価の内容と設計の妥当性、また、当該キャスクについて型式証明を部分的に引用する場合にはその内容と本ケースへの適用性等を示す必要があること。
  - 当該キャスクの支持架台など耐震評価等が終了しておらず、その構造成立性及び妥当性を示すことができない設備については、先行して提出する予定の申請書上の扱いを整理した上で、記載の要否を含め検討すること。
  - また、当該キャスク本体とそれ以外の設備（コンクリートモジュールや支持架台等）において、安全評価を行う上でそれぞれの設計条件がどのように関係するのか整理して説明すること。
- 東京電力から、上記のコメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：キャスク仮保管設備（増設）のうちキャスク単体の実施計画変更申請について